

横浜弁護士会所属の弁護士による

原発事故損害賠償説明会 + 個別相談会

平成27年6月13日（土）

午前10時30分から（開場：午前10時）



東日本大震災と原発事故により被害に遭われた皆様お見舞い申し上げます。

横浜弁護士会では、最新の情報をもとに、テーマを「区域外避難者の賠償について（避難指示等が出ていなくても賠償が認められる場合があります）」とした説明会と、みなさまがそれぞれの立場で如何にすべきかを弁護士と一緒に考える個別相談会を県内3カ所で開催いたします。

県内の横浜弁護士会館と、相模原、小田原にて開催いたしますので、是非お近くの会場へご来場ください。

なお、説明会の詳細な内容は、横浜弁護士会ホームページ及びTwitter等で随時更新してまいりますので、是非ご覧ください。



場 所 県内3ヶ所で同時開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館 5階大会議室	JR関内駅 南口より徒歩10分	120名	事前申し込み制
	市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
	みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分		
②横浜弁護士会 相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス（1、2番）市役所前下車、徒歩3分	30名	事前申し込み制 （テレビ中継）
③横浜弁護士会 県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	20名	事前申し込み制 （テレビ中継）

※参加希望の場合は、裏面のご希望の会場に事前にお申し込み下さい。

お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。

6月8日までに事前のお申込みが無い場合は、説明会・相談会を中止します。

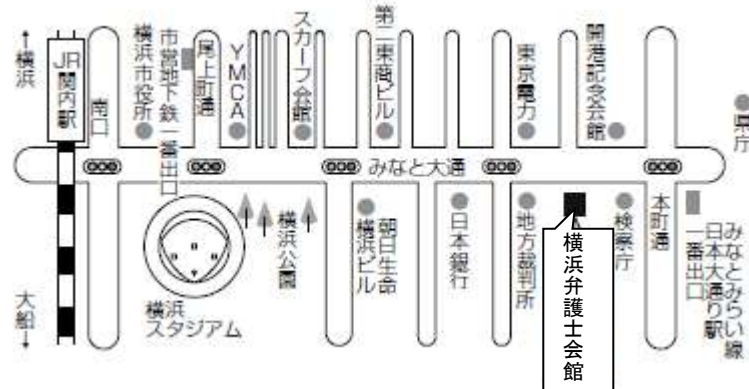
お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。



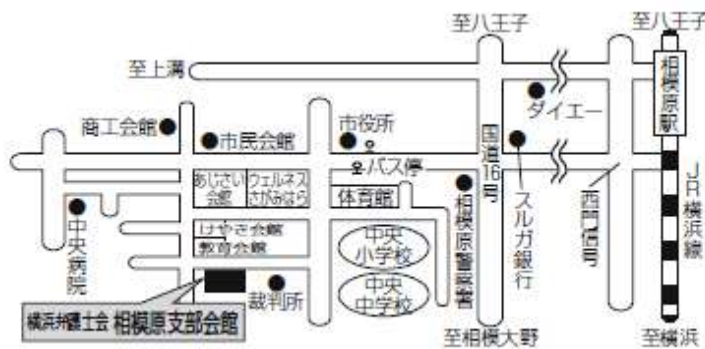
6/13 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内

① 関内会場（横浜弁護士会館5階大会議室） 電話045-211-7701



要予約

② 相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館） 電話042-751-0958



要予約

③ 小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館） 電話0465-22-5671



要予約



当会では、説明会の内容を記録し、また成果普及に利用する為、関内会場での写真・映像撮影及び録音を行います。本説明会では、司会・講師を除き、撮影は背後からのみ行います。写真や映像に映りたくない方は、会場の撮影対象外のエリアにご着席されますようお願いいたします。